

## 石綿飛散防止に係る技術的事項検討会 設置要綱（案）

### 1. 目的

建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止については、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）により徹底を図っているところである。平成 26 年 6 月に施行された大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 58 号）の附則や平成 28 年 5 月の総務省による行政評価・監視に基づく勧告を踏まえ、環境省は平成 30 年 8 月、中央環境審議会に今後の石綿の飛散防止の在り方について諮問した。諮問は同日付で大気・騒音振動部会に付議され、以降、石綿飛散防止小委員会において検討が行われた。これらを踏まえ、令和 2 年 1 月 24 日に「今後の石綿の飛散防止の在り方について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられたところである。

答申では「特定建築材料以外の石綿含有建材に係る作業基準、事前調査の方法、除去等作業終了時の確認方法、除去等作業の記録事項をはじめ、各論で方向性を示した事項のそれぞれについての技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要がある」と示されている。また、検討事項については、第 8 回石綿飛散防止小委員会において示されたところである。

環境省では、答申を受けて大気汚染防止法の改正に向けた手続きと並行して石綿飛散防止技術的事項検討会（以下「本検討会」という。）を開催し、石綿飛散防止に係る技術的事項について課題を整理して詳細な検討を行うことにより、政令案、省令案、告示案等を検討することとしている。

### 2. 検討事項

中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会における検討の結果及び厚生労働省における石綿障害予防規則に基づく対策の充実のための検討の状況を踏まえつつ、以下の事項について検討を行う。

- (1) 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止
  - (ア) 規制対象に追加する石綿含有建材
  - (イ) 作業計画
  - (ウ) 作業基準
  
- (2) 事前調査の信頼性の確保
  - (ア) 事前調査の対象範囲
  - (イ) 事前調査の方法
  - (ウ) 一定の知見を有する者の活用
  - (エ) 元請業者から発注者への説明事項
  - (オ) 事前調査に関する記録
  - (カ) 事前調査に関する記録の写しの解体等工事の現場への備置き

- (キ) 事前調査結果の掲示
- (ク) 事前調査結果の報告
  
- (3) 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認
  - (ア) 作業終了時の確認
  - (イ) 隔離を解く際の確認
  - (ウ) 特定粉じん排出等作業に関する記録
  - (エ) 元請業者から発注者への作業の結果の報告
  
- (4) 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認
  
- (5) 作業基準遵守の強化
  - (ア) 直接罰の創設
  - (イ) 特定工事に係る請負契約締結時の下請負人への説明
  
- (6) 報告徴収及び立入検査
  
- (7) その他必要な事項

### 3. スケジュール

令和2年9月までの間に2回程度開催した後、検討の結果を石綿飛散防止小委員会に報告する。

### 4. 構成

本検討会は、別紙に掲げる石綿飛散防止に関する知識を有する者で構成する。

### 5. 座長

- (1) 本検討会に座長を置く。
- (2) 座長は委員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は本検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故があるときには座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- (5) その他、本検討会の運営にあたり必要な事項は、座長が定める。

### 6. 情報公開について

本検討会、資料、議事概要については原則公開とする。

### 7. 事務局

本検討会の事務は、(株)環境管理センターにおいて行う。

## 石綿飛散防止技術的事項検討会 委員名簿（案）

【敬称略、五十音順】

氏名	所属・職名
出野 政雄	公益社団法人全国解体工事業団体連合会専務理事
(座長) 大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
笠井 賢一	一般社団法人日本建設業連合会環境委員会建設副産物部会副会長
城山 浩二	一般社団法人住宅リフォーム推進協議会市場環境整備委員会委員長
谷口 靖彦	一般財団法人関西環境管理技術センター理事長
寺園 淳	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター副センター長
外山 尚紀	NPO 法人東京労働安全衛生センター労働衛生コンサルタント
中村 弘造	川崎市環境局環境対策部大気環境課長
本橋 健司	一般社団法人建築研究振興協会会長